航空自衛隊達第５号

航空自衛隊電気工作物管理規則を次のように定める。

平成２９年２月２７日

航空幕僚長　空将　杉山　良行

改正　平成29年6月23日　航空自衛隊達第27号

平成31年3月26日　航空自衛隊達第11号

令和元年6月27日　航空自衛隊達第14号

令和５年3月16日　航空自衛隊達第14号

航空自衛隊電気工作物管理規則（登録報告）（登録外報告）

航空自衛隊電気設備管理規則（昭和６０年航空自衛隊達第１号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第４条）

第２章　保安規程等（第５条－第１１条）

第３章　電力の使用（第１２条・第１３条）

第４章　電力需給契約（第１４条）

第５章　報告等（第１５条－第１８条）

第６章　雑則（第１９条－第２１条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この達は、電気事業法（昭和３９年法律第１７０条。以下「法」という。）に基づく電気工作物の適正な工事、維持及び運用並びに保安を確保するため、航空自衛隊における電気工作物の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この達において使用する用語は、法その他の関連規則等において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　施設　防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和３８年防衛庁訓令第３０号）及び防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６６号）の規定により供用を受けている土地、建物

及び工作物（宿舎を除く。）をいう。

（2）　基地等　基地及び分屯基地をいう。

（3）　基地司令等　第７条第４項及び第８条を除き、基地司令（十条基地司令及び目黒基地司令を除く。）及び分屯基地司令（硫黄島分屯基地司令を除く。）をいう。

（4）　基地業務担当部隊等の長　基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和４１年航空自衛隊訓令第１号）に規定する部隊等の長をいう。

（5）　部隊等　編合部隊、編制部隊、編制単位群部隊、編制単位部隊及び機関をいう。

（6）　維持補修等　電気工作物の工事、維持及び運用並びに保安をいう。

（7）　電気業務従事者　基地等に所属し、電気工作物の維持補修等に携わる者をいう。

（管轄部隊等及び管轄区分）

第３条　電気工作物を管轄する部隊等（以下「管轄部隊等」という。）及びその管轄区分は、別表第１のとおりとする。

（職責）

第４条　管轄部隊等の長は、それぞれ管轄区分に掲げる基地等において、基地業務担当部隊等の長が実施する電気工作物の電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）への適合に関する事項について監督指導を行うとともに、電気工作物の保安に関する事項について総括するものとする。

２　基地司令等は、この達に定めるもののほか、法に定める事業用電気工作物を設置する者として関連規則等に基づく必要な手続等を行うものとする。

３　基地司令等は、電力の使用について当該基地に所在する部隊等、当該部隊等に属しない隊員等で当該基地に居住し、又は所在する隊員等を統制することができる。

４　基地業務担当部隊等の長は、電気工作物の維持補修等を適正に行うものとする。

５　各航空施設隊司令は、それぞれ別表第２に定める基地等の基地業務担当部隊等の長から依頼を受けた場合には、航空方面隊司令官の指揮監督を受

け、当該基地業務担当部隊等の長が実施する電気工作物の維持補修等に関し必要な技術支援を行うものとする。

第２章　保安規程等

（保安規程）

第５条　法第４２条に規定する保安規程は、基地司令等が自家用電気工作物（他機関等が定める保安規程の対象となる自家用電気工作物を除く。）について定め、経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長若しくは産業保安監督事務所長に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

２　基地司令等は、前項の規定により保安規程を制定し、又は変更したときは、当該保安規程の写文書を速やかに管轄部隊等の長に送付するものとする。

（各種報告等）

第６条　基地司令等は、電気関係報告規則（昭和４０年通商産業省令第５４号。以下「規則」という。）に基づく報告、提出又は届出を適切に行う

ものとする。

（主任技術者）

第７条　法第４３条に規定する主任技術者は、基地業務担当部隊等の長（硫黄島基地隊司令、幹部学校長及び第２補給処十条支処長を除く。以下この条において同じ。）が原則として当該基地等に所属する電気業務従事者の中から選任すべき適格者を指定し、基地司令等に通知するものとする。

２　前項に規定するもののほか、基地業務担当部隊等の長は、法第４３条第２項の規定により主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任すべき適格者に指定するときには、次の各号に掲げる者の中から行うものとし、その順位は、当該各号の順序とする。

（1）　当該基地等に所属する電気業務従事者である者

（2）　当該基地等に所属する電気業務従事者であった者

（3）　他基地等において電気業務従事者であった者

３　法第４３条第３項に規定する主任技術者の選任

及び解任に関する届出は、基地司令等が遅滞なく経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長若しくは産業保安監督事務所長に行うとともに、その写文書を速やかに管轄部隊等の長に送付するものとする。

４　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和４０年通商産業省令第５２号）第４条第１項に規定する実務の経験を有することの証明は、基地司令等が行うものとする。

（第１種電気工事士の実務経験の証明）

第８条　電気工事士法施行規則（昭和３５年通商産業省令第９７号）第２条の４に規定する実務の経験に関する証明は、基地司令等が行うものとする。

（巡視、点検、検査及び手入れ等の実施）

第９条　基地業務担当部隊等の長は、第５条第１項の規定により基地司令等が定める保安規程（以下単に「保安規程」という。）に基づき、電気工作物の保安のための巡視、点検、検査及び手入れを行うものとする。

２　基地業務担当部隊等の長は、保安規程に基づき、電気業務従事者及び主任技術者の安全の確保を行うものとする。

（備付台帳）

第１０条　基地業務担当部隊等の長は、基地司令等の管理する電気工作物を適正に維持するため、別紙様式第１を基準として、次に掲げる台帳を備え付けるものとする。

（1）　受配電設備台帳

（2）　電力線等台帳

（3）　負荷設備台帳

２　前項各号に掲げる台帳は、その電気工作物の補修又は変更があった場合には、速やかに修正し、及び記録し、現況が常に把握できるように整理するものとする。

（備付台帳の保存）

第１１条　基地業務担当部隊等の長は、基地司令等の管理する電気工作物が廃止されるまでの間、前条第１項各号に掲げる台帳を保存し、防衛省文書管理規則（平成２３年防衛省訓令第１５号）第２

３条に規定する手続を行うものとする。

第３章　電力の使用

（受電設備容量の維持）

第１２条　基地業務担当部隊等の長は、当該基地等の受電設備容量を負荷の状況に応じて適正に維持するものとする。

（電力使用者の安全管理等）

第１３条　部隊等の長は、電気機器（隊員が所持する私有の電気機器を含む。）使用時の安全管理及びその電力の適切な使用について、その所属する隊員を指導するものとする。

第４章　電力需給契約

（電力需給契約の締結）

第１４条　基地業務担当部隊等の長は、過去１年間の各月の最大需要電力のうち最も大きい値を基礎として毎年度契約電力を見直すものとする。

２　基地業務担当部隊等の長は、負荷設備及び人員の増減に伴い年度途中に最大需要電力が大幅に増減するおそれのある場合には、電力需給契約の変更に必要な措置を講ずるものとする。

３　管轄部隊等の長及び幹部学校長は、電力需給契約の内容を確認し、必要に応じて適切かつ有利に電力需給契約が締結されるよう隷下又は管理下の部隊等を指導するものとする。

第５章　報告等

（保安規程の報告）

第１５条　管轄部隊等の長は、第５条第２項の規定により基地司令等から保安規程の送付を受けたときは、その写文書を添えて、速やかに航空幕僚長（施設課長気付）に報告するものとする（１５－Ｚ１１－ＡＲ（Ｄ））。

（届出等の報告等）

第１６条　基地司令等は、法及び規則による届出等並びに法第１０７条の規定による立入検査を受けたときには、その写文書を添えて、速やかに管轄部隊等の長に通知するものとする。

２　管轄部隊等の長は、前項の規定により基地司令等から通知を受けたときは、その写文書を添えて、速やかに航空幕僚長（施設課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（点検等の結果報告）

第１７条　基地司令等は、基地業務担当部隊等の長が保安規程により実施した電気工作物の点検及び測定の結果を管轄部隊等の長に報告するものとする（１５－Ｚ４（Ｄ））。

２　管轄部隊等の長は、前項の規定により基地司令等から報告を受けた前年度の点検及び測定の結果をまとめ、別紙様式第２により、毎年５月１５日までに航空幕僚長（施設課長気付）に報告するものとする（１５－Ｚ４（Ｄ））。幹部学校長がその所在する施設において他機関等が定める保安規程により実施した前年度の点検及び測定結果についても、同様とする。

（電力需給契約内容の報告）

第１８条　管轄部隊等の長及び幹部学校長は、次年度に予定する電力需給契約の締結について別紙様式第３により毎年２月５日までに、航空幕僚長（施設課長気付）に報告するものとする（１５－Ｚ６０（Ｄ））。

２　管轄部隊等の長及び幹部学校長は、前項の規定

による報告の内容に変更があった場合には、速やかに当該変更の内容を航空幕僚長（施設課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

第６章　雑則

（基地電気工作物管理規則の制定）

第１９条　基地業務担当部隊等の長は、この達に基づき基地電気工作物管理規則を定めるものとする。

（他機関等が保安規程を定めている場合における規則の制定）

第２０条　中部高射群第１高射隊長、第２高射隊長及び第３高射隊長、硫黄島基地隊司令航空中業隊司令、幹部学校長並びに第２補給処十条支処長は、それぞれ所在する施設において他機関等が定める保安規程又は関連規則等に基づき、必要な事項を定めることができる。

（委任規定）

第２１条　この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、管轄部隊等の長が定めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この達は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この達の施行前に改正前の航空自衛隊電気設備管理規則の規定によりした届出その他の行為は、改正後の航空自衛隊電気工作物管理規則（以下「新規則」という。）の相当規定によってしたものとみなす。

３　基地司令等は、平成２９年９月２９日までに、新規則第５条第１項の規定に基づく保安規程の届出を行うものとする。

４　基地業務担当部隊等の長は、平成２９年６月３０日までに新規則第１０条第１項の規定に基づく台帳の備付けを行うとともに、平成２９年９月２９日までに新規則第１９条の規定に基づく基地電気工作物管理規則の制定を行うものとする。

附　則（平成２９年６月２３日航空自衛隊達第２７号）

別表第１（第３条関係）

管轄部隊等	管轄区分
航空総隊	横田基地 秋田分屯基地 新潟分屯基地
北部航空方面隊	千歳基地及び同基地に属する分屯基地 三沢基地及び同基地に属する分屯基地（東北町分屯基地を除く。）
中部航空方面隊	百里基地 入間基地及び同基地に属する分屯基地（木更津分屯基地、立川分屯基地及び硫黄島分屯基地を除く。） 小松基地 白山分屯基地 饗庭野分屯基地
西部航空方面隊	築城基地 春日基地及び同基地に属する分屯基地 新田原基地
南西航空混成団	那覇基地及び同基地に属する分屯基地
航空支援集団	府中基地 小牧基地 美保基地
航空教育集団	松島基地 熊谷基地 静浜基地 浜松基地 奈良基地 防府北基地 防府南基地 芦屋基地
補給本部	岐阜基地 東北町分屯基地 木更津分屯基地 高蔵寺分屯基地
航空中央業務隊	市ヶ谷基地（一部に限る。）

別表第２（第４条関係）

各航空施設隊	技術支援担当基地等
北部航空施設隊	千歳基地及び同基地に属する分屯基地 三沢基地及び同基地に属する分屯基地
中部航空施設隊	松島基地 百里基地 熊谷基地 市ヶ谷基地（一部に限る。） 府中基地 横田基地 入間基地及び同基地に属する分屯基地（立川分屯基地及び硫黄島分屯基地を除く。） 静浜基地 浜松基地 小牧基地 岐阜基地及び同基地に属する分屯基地 小松基地 奈良基地
西部航空施設隊	美保基地 防府北基地 防府南基地 築城基地 芦屋基地 春日基地及び同基地に属する分屯基地 新田原基地
南西航空施設隊	那覇基地及び同基地に属する分屯基地

別紙様式第１（第１０条関係）

受配電　・　電力線　・　負荷設備台帳

設備名称			設置場所			
構成機器等	定格容量規格	メーカー	型式番号	製造年数	製造番号	設置年月日

補修履歴

補修年月日	補修機器等	故障内容	補修内容

分類番号：Ｃ－４０－１１０　　作成年度：　　年度
保存期間：特定日以後５年　　枚　　数：　枚
保存期間満了時期：　　．３．３１　　開示判断：部分開示

別紙様式第２（第１７条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長　殿
（施設課長気付）

発簡者

電気工作物点検、測定結果報告書（１５－Ｚ４（Ｄ））

基地等名	
点検、測定実施状況の概要	
問題点及び今後の措置	
備考	

注：用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

分類番号：Ｃ－４０－１１０　　作成年度：　　年度
保存期間：３年　　枚　　数：　枚
保存期間満了時期：　　．３．３１　　開示判断：部分開示

別紙様式第３（第１８条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長　殿
（施設課長気付）

発簡者

平成　　年度の電力需給契約について（１５－Ｚ６０（Ｄ））

基地等名	契約種別	系統名	契約電力 (本年度) （ｋＷ）	直近１年の 最大需要電力 （ｋＷ） （　年　月）	予定契約電力 （ｋＷ）	力率 (%)	契約電力が増減する理由

注：１　直近１年の最大需要電力は、前年１１月までの直近１年間の各月の最大需要電力のうち最も大きい値を記載する。
　　２　次年度の契約電力が直近１年間の最大需要電力と比較して増減する場合は理由を明記する。
　　３　全ての電力需給契約について契約種別及び系統ごとに記載する。
　　４　力率は前年１１月までの直近１年間の各月の平均値（小数点以下第１位までを記載する。）とする。
　　５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

分類番号：Ｃ－４０－１１０　　作成年度：　　年度
保存期間：３年　　枚　　数：　枚
保存期間満了時期：　　．３．３１　　開示判断：部分開示